

○厚生労働省告示第二百七十八号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月四日

厚生労働大臣 田村 憲久

第四百十二号を第四百十七号とし、第八十七号から第四百一十一号までを五号ずつ繰り下げ、第八十六号を第九十号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十一 ニボルマブ及びその製剤

第八十五号を第八十九号とし、第六十七号から第八十四号までを四号ずつ繰り下げ、第六十六号を第六十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十 （二R・三S）―三―（一・一―ジメチルエチル）オキシカルボニルアミノ―二―ヒドロキシ―三―フェニルプロパン酸 （一S・二S・三R・四S・五R・七S・八S・一〇R・一三S）―四―アセトキシ―二―ベンゾイルオキシ―五・二〇―エポキシ―一―ヒドロキシ―七・一〇―ジメトキシ―九―オキソタキス―一―エン―一三―イル（別名カバジタキセル）及びその製剤

第六十五号を第六十八号とし、第五十五号から第六十四号までを三号ずつ繰り下げ、第五十四号を

第五十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十七 (三R) —三—シクロペンチル—三—「四—(七H—ピロロ「二・三—d」ピリミジン—四—イル) —一H—ピラゾール—一—イル」プロパンニトリル(別名ルキソリチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

第五十三号を第五十五号とし、第四十六号から第五十二号までを二号ずつ繰り下げ、第四十五号を第四十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十七 酢酸一七—(ピリジン—三—イル) アンドロスタ—五・一六—ジエン—三ベーター—イル(別名アピラテロン酢酸エステル) 及びその製剤

第四十四号を第四十五号とし、第二十六号から第四十三号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 九—エチル—六・六—ジメチル—八—「四—(モルホリン—四—イル) ピペリジン—一—イル」—一—オキソ—六・一—ジヒドロ—五H—ベンゾ「b」カルバゾール—三—カルボニトリル(別名アレクチニブ)、その塩類及びそれらの製剤